

紋別市の平成26年度決算に基づく

財政健全化判断比率を公表します

財政健全化法

都道府県や市町村の財政破たんを防止するため、財政の健全度を指標で判断する「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年に公布されました。

この法律では、自治体の財政の健全度を測る指標として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの健全化判断比率及び企業会計における資金不足比率が設けられ、その算定数値によって「健全段階」「早期健全化段階」「財政の再生段階」の3つの状態に区分されます。

紋別市に適用される基準は表1のとおりです。

表1 健全化判断比率

区 別	紋別市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.38%	20.00%
連結実質赤字比率	—	18.38%	30.00%
実質公債費比率	12.6%	25.0%	35.0%
将来負担比率	44.8%	350.0%	

早期健全化段階

4つの比率のうち、いずれかが基準を超えた場合に早期健全化団体の適用を受け、自主的な改善努力による財政健全化（比率を基準内の数値に

戻すこと）を推進しなくてはなりません。

それでも改善されない場合、総務大臣や北海道知事は必要な勧告をすることができ、信号機にたとえると、黄信号が灯った段階です。通常は、この段階で健全化され、次の段階である財政の再生段階に進むことはありません。

財政の再生段階

早期健全化段階の自治体が、不測の事態によりこの段階に陥ると、いわゆる赤信号となり、夕張市と同様に国の管理下で再生を進めることとなります。

具体的には、財政再生計画を策定し、総務大臣の同意を得ることとなりますので、事実上予算編成権がなくなり、自治権が制限されることとなります。

健全化判断比率

●実質赤字比率

一般会計等の決算における実質収支（歳入総額から歳出総額を差し引き、さらに未払い金等を差し引いたもの）が赤字の場合、その赤字額を標準財政規模（自治体の裁量で使途を決めることができる一般財源の大きさを表すもので、税金や地方交付税などの合計額）で除したものです。

実質収支が赤字ということ、その年に資金不足が発生していることとなり、不足分を金融機関からの一時借入金で対応し、翌年度の税金などで借入金を返済することとなります。

紋別市は、表2の一般会計等の小計欄のとおり、3億2千222万3千円の赤字となりましたことから、昨年同様、比

率の算定はありませんでした。

●連結実質赤字比率

この比率は、一般会計等だけでなく特別会計や企業会計も含めた赤字の比率です。

企業会計（公営企業法適用事業）は、民間企業と同様の経理を行っていることから、資金繰りの状態を把握するため、貸借対照表の流動資産から流動負債を差し引いた額（資金不足額）を用いています。

その他の会計は、黒字もしくは収支均衡となりました。これらを合わせると、表2のとおり7億3千867万8千円の連結赤字となり、昨年同様、比率の算定はありませんでした。

●実質公債費比率

この比率は、使途が比較的自由な一般財源が、市債の償還等にどのくらい使われたか

表3 実質公債費比率の内訳 (単位：千円)

区 分	H24	H25	H26
市債元利償還に要した一般財源	2,549,202	2,547,469	2,535,356
公営企業債の償還のために充てた繰出金	503,758	560,559	499,143
一部事務組合の公債費に充てた補助金	8,861	21,855	24,800
公債費に準じる債務負担行為	89,106	83,584	81,485
一時借入金の利子	0	0	2,127
小 計 ①	3,150,927	3,213,467	3,142,911
地方交付税に算入された公債費等 ②	2,192,178	2,228,235	2,237,535
標準財政規模③	9,669,322	9,879,515	9,718,711
実質公債費比率(単年度)	12.82240%	12.87670%	12.10205%
実質公債費比率(3か年平均)	12.6%		

実質公債費比率の算定式は、(①-②) / (③-②)

表4 将来負担比率の内訳 (単位：千円)

区 分	金 額	
将来負担額	地方債の現在高	23,535,389
	債務負担行為に基づく支出予定額	448,114
	公営企業債等繰出見込額	6,265,699
	組合等負担見込額	2,675,163
	退職手当負担見込額	2,259,411
	小 計 ①	35,183,776
充当可能財源	充当可能基金	4,493,226
	充当可能特定財源	5,848,248
	交付税算入見込額	21,490,316
	小 計 ②	31,831,790
当該年度交付税算入公債費 ③	2,237,535	
標準財政規模 ④	9,718,711	
将来負担比率	44.8%	

比率の算定式は、(①-②) / (④-③)

表2 各会計決算額等の内訳 (単位：千円)

区 分	会 計 名	決算額等	資金不足比率	
実質収支	一般会計等	一般会計	322,223	
		営農飲雑用水道事業	0	
		土地取得事業	0	
		小 計	322,223	
資金剰余額	法適用事業	水道事業	220,301	—
		下水道事業	47,725	—
		小 計	268,026	—
	法非適用事業	簡易水道事業	0	—
		港湾埋立事業	52,452	—
		小 計	52,452	—
実質収支	その他の特別会計	国民健康保険事業	75,889	
		交通災害共済事業	1,612	
		介護保険事業	18,119	
		後期高齢者医療事業	357	
		小 計	95,977	
連 結 黒 字 額		738,678		
標 準 財 政 規 模		9,718,711		
連 結 実 質 赤 字 比 率		—		

※決算額等は、国の基準により、会計間での数値移動や重複経費を除外していますので、決算書の数値とは異なっています。

※会計基準の翌年度償還の企業債については算入対象から除外されたほか、流動資産のうち貸倒引当金、流動負債のうち賞与引当金については、算入猶予の経過措置が設けられています。

を表す比率です。
この比率が高くなると、自由に使える財源が少なくなり、市民ニーズに的確に対応することが困難となります。
紋別市は、表3のとおり12.6%となり、昨年の算定値12.5%より0.1ポイント悪化していますが、早期健全化基準の25%を下回って推移しています。

●将来負担比率
この比率は、市債残高や職員の退職金のほか、特別会計等の市債のうち一般会計等が将来負担する見込額などを標準財政規模で除した比率です。

算定結果について

紋別市は、表4のとおり44.8%と、昨年度の算定値より35ポイント改善し、早期健全化段階となる350%を大きく下回っています。

平成26年度決算にかかる健全化判断比率は、以上のおおりです。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の目的は、破たんした自治体への対応ではなく、破たんを未然に防止することにあります。

紋別市の比率は、いずれも基準内に収まっていますが、とりわけ財政状況が良いというわけではなく、今後とも継続して健全な財政運営を行なっていかなければなりません。

なお、この数値は、9月の市議会に報告した速報値であり、今後、国の審査により変更となる場合があります。

円財課財政係

☎(24) 2111番

内線 248・461番

